

8-4

昭和44年4月25日

いわゆる大学正常化にかんする文部事務次官通達について（声明）

第53回総会

本会議は、さる1月の第52回総会において、今日の大学問題の正しい解決が、暴力による破壊と権力の介入によっては不可能であることを、声明し、さらに今次総会においては、大学問題にかんする根本的態度について、政府に勧告した。しかるに、4月21日づけの文部事務次官通達「大学内における正常な秩序の維持のために」が、上記の声明と勧告に示された本会議の基本的態度とあいいいれぬものであることは、本会議の深く遺憾とするところである。

警察力の学内立入りについては、原則として大学の判断によるとする慣行が確立されているにもかかわらず、今回の通達は「学内の正常な秩序の回復維持のため」という名目で、実質的にこの慣行を一挙に否定し、警察力の介入を広汎に警察当局の判断にゆだねようとしている。この通達は、警察力介入を常態化する有力な根拠となるおそれが十分にあり、それが大学の自治および研究・教育の自由の重大な侵害であることは、いうまでもない。

この通達をはじめとして、もっぱら治安対策的発想による諸施策が、政府の大学政策をかたちづくっていく傾向が顕著なので、研究、教育の機関としての大学の本質を無視したこのような態度に対して、本議会は、科学を行政に反映させるという日本学術会議法の精神にもとづき、科学者の立場から、これにつよく反対せざるをえない。

8-5

庶発第491号 昭和44年5月10日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

写送付先：大蔵、文部両大臣、国・公・私立各大學長、國立大學協会長、公立大學協会長、日本私立大學協会長、日本私立大學連盟会長、私立大學懇話会長、日本私立短期大學協会長、全國公立短期大學協会長

大学問題について（勧告）

標記のことについて、本会議第53回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

本会議は、第52回総会において、大学に対する暴力による破壊と権力の介入に反対し、大学の自治を貫徹しながら大学問題の解決に全国の科学者が立上るように声明した。その後においても、本会議は新しい研究教育体制のなかでの大学のあり方を根本的に検討中であるが、今日の事態の重大性にかんがみつぎのように政府に勧告する。

1. 大学問題処理の基本的態度について

「大学問題」は緊急に対処すべき問題であるが、最近における各方面でのこの問題への対処の仕方には、当面の解決を急ぐのあまり、わが国における学術研究と教育との根本を危うくする惧なしとしない。社会における学術の中心である大学において、本来保障されるべき「学問の自由」